

(平成25年4月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年10月から14年5月までは34万円、同年6月から同年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。申立期間の標準報酬月額のみ低いことは考えられないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年6月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる報酬月額から、30万円に訂正することが妥当である。

2 申立期間のうち、平成13年10月から14年5月までの期間については、申立人は厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書等の資料を保有していないものの、i) 申立人から提出された当該期間より前の12年3月の給与支給明細書及び当該期間直後の14年6月の給与支給明細書により

確認できる保険料控除額は標準報酬月額 34 万円に基づく保険料額であること、ii) 預金通帳の給与振込額により推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は 34 万円であること、iii) 申立期間当時の複数の同僚は、「申立期間当時の給与額については、それまで支給されていた給与額と変わらなかった。」旨供述していることから判断すると、当該期間についても前後の給与支給明細書と同額の保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、34 万円に訂正することが妥当である。

- 3 申立期間のうち、平成 14 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立人は厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書等の資料を保有していないものの、当該期間直後の同年 10 月の給与支給明細書を提出しており、当該給与支給明細書の差引支給額は、申立人から提出された同年 7 月から同年 9 月までに係る預金通帳の給与振込額とほぼ同額であることが確認できることから、当該期間についても同年 10 月と同額の保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成 14 年 10 月の給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円に訂正することが妥当である。

- 4 なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和46年6月1日、資格喪失日は47年11月1日、資格取得日は53年6月25日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年6月から47年10月までは3万円、53年6月から同年9月までは8万円、同年10月は9万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から41年7月1日まで  
② 昭和41年8月1日から43年5月1日まで  
③ 昭和45年9月1日から55年12月1日まで

申立期間①について、B市C区D町にあったE店に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②について、F市のG駅近くにあったH社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間③について、I市J区KにあったA社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

当該期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和44年頃から55年頃までの期間において、A社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とは異なる姓(L)であるものの、名及び生年月日が申立人と一致している基礎年金番号に統合されていない二つの厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日は昭和46年6月1日、資格喪失日は47年11月1日、資格取得日は53

年6月25日、資格喪失日は同年11月1日)が確認できる。

さらに、申立人は、「私は、A社で勤務していた期間のうち、婚姻により、姓がLに変わっていた期間がある。」と供述しているところ、申立人は当該期間において外国籍であり、当時の申立人の夫の本籍も不明であるため、戸籍謄本から当該事実を確認することはできないものの、申立人の当時の写真を添付し同僚に照会を行った結果、複数の同僚は、「申立人は、結婚してLMと名乗っていたことがあり、同社にLMという従業員は申立人のほかにいなかった。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、前述の基礎年金番号に統合されていない二つの記録は、いずれも申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和46年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年11月1日に同資格を喪失し、その後再度、53年6月25日に同資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険被保険者記録から、昭和46年6月から47年10月までは3万円、53年6月から同年9月までは8万円、同年10月は9万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和45年9月1日から46年6月1日までの期間、47年11月1日から53年6月25日までの期間、及び同年11月1日から55年12月1日までの期間について、前述のとおり、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の複数の同僚は、「同社では、厚生年金保険の加入及び脱退について、希望する人を加入させる又は希望により脱退できるような取扱いがあった。私が勤務していた期間と厚生年金保険の加入期間は一致していない。」旨回答している上、そのうちの一人は、「私は、同社で約5年間勤務をしたが、そのうち4年くらいは社会保険に加入していない期間があった。病院に行くために健康保険が必要となり、会社に申し出て社会保険に加入させてもらった。社会保険に加入していた期間は保険料が給与から控除されていたが、加入していなかった期間は保険料が控除されていなかった。」と回答している。

また、当該期間のA社の従業員数について、複数の同僚の回答から20人から30人程度であったと考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立期間当時の被保険者数は、7人から14人までであることが確認できることから、同社には申立期間当時、厚生年金保険に加入していない従業員が存在していたことがうかがえる。

さらに、A社の事業を継承するN社は、「当時の事業主は死亡している上、A社が運営していた遊戯場等は既に廃業しているため資料が残っておらず、申立人の勤務実態、保険料控除、資格の取得及び喪失の届出、並びに保険料

納付については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がE店で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録において、E店は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、管轄の法務局においても同事業所の商業登記は確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた複数の者が、「E店においては厚生年金保険の取扱いは無く、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨回答している。

さらに、E店の事業主は所在が不明のため、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がH社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所索引簿及びオンライン記録において、H社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が同僚として名前を挙げた者のうちの一人は、「事業主は、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と回答している。

また、H社は、「申立期間当時の事業主は死亡している上、関連資料が何も残っておらず、申立人の勤務実態、保険料控除、資格の取得及び喪失の届出、並びに保険料納付については、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 30 日  
② 平成 15 年 12 月 19 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 15 年 6 月 30 日及び同年 12 月 19 日は 28 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月17日から47年1月10日まで

私は、A社に昭和37年3月16日に入社し、平成15年9月30日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C工場からD社（現在は、B社）E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、B社から提出された申立人に係る人事発令記録等から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年1月10日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険の記録における離職日の翌日と厚生年金保険の記録における資格喪失日がいずれも同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年12月17日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人



に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月17日から47年1月10日まで

私は、A社に昭和40年3月11日に入社し、平成18年8月31日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C工場からD社（現在は、B社）E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、B社から提出された申立人に係る人事発令記録等から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年1月10日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険の記録における離職日の翌日と厚生年金保険の記録における資格喪失日がいずれも同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年12月17日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成16年7月から17年6月までの国民年金保険料については、全額免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から50年9月まで  
② 平成16年7月から17年6月まで

私は、国民年金には20歳から加入する義務があると思っていたため、20歳の時に加入し、申立期間①については、自宅兼店舗に来ていたA銀行B支店の職員を通じて国民年金保険料を納付し、申立期間②については、全額免除の申請を行い、承認を受けたはずである。

しかしながら、両申立期間が未納とされているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿の前後の払出状況から、B市において昭和52年頃に払い出されたものと推認でき、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえないことから、払出時点までは、申立期間①は国民年金に未加入の期間であると考えられ、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、払出時点においても、申立期間①の大半は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の納付状況（金融機関職員とのやり取り、保険料額等）について、具体的に記憶しておらず、申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は国民年金保険料の全額免除の申請を行い、承認を受けたはずであると主張しているところ、年金事務所において申立人が提出した申立期間②に係る国民年金保険料免除申請書が保管されており、申立人が申立期間②に係る全額免除の申請を行っていたことが確認できる。

しかしながら、当該申請書に添付されているB市が作成した国民年金保険料免除申請調査票を見ると、申立人の所得額は国民年金保険料の全額免除の承認基準額を超えていることが確認できることから、当該調査票に基づき、申立期間②に係る全額免除の申請は却下された事情がうかがえる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を全額免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を全額免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 45 年 12 月まで

私は、知り合いの紹介により A 市 B 町の C 社（現在は、D 社）で配管工として、主に E 社 F 工場において配管の調整作業を行っていた。C 社在職期間中に、長男が誕生したので無保険だったとは思えず、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち回答を得られた 56 人は、いずれも申立人のことを記憶していない上、D 社は、「申立人の在籍が確認できない。」と回答していることから、C 社における、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記回答を得られた複数の者は、「申立期間当時、C 社 A 出張所は開設されていない。」、「E 社 F 工場には、C 社 G 本社の社員が現場監督業務のため出張しており、現場作業は行っていない。」旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間及びその前後において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、上記回答を得られた複数の者は、「申立期間当時、C 社の下請会社の作業員が、E 社 F 工場内の現場作業を行っていた。」旨供述していることから、申立人が勤務していたと主張する事業所は、C 社の下請会社であった可能性が考えられるものの、下請会社として名前の挙がった十数社のうち、申立人の主張する業務を請け負っていたと考えられる事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名の記載は見当たらない上、同社に

において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、申立人を記憶している者はおらず、申立人も、これら下請会社の名称を記憶していないことから、申立人の下請会社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。